

給与計算に関する事務と所得制限

給与支給実績に関して**毎年7月10日を期限**とする各種手続きがあります。また市町村が認識する「収入」「所得」「扶養親族」「所得控除」等の状況によって住民サービス（社会福祉）にも影響がありますので、市町村から通知される住民税の計算結果を確認しましょう。

算定基礎届（定時決定）

事業主は、7月1日現在で在職している全被保険者の3カ月間（4月、5月、6月）の報酬月額を「算定基礎届」により**7月10日までに**届出し、標準報酬月額が決定され、9月から翌年8月までの社会保険料の計算基礎となります。ただし以下の（1）から（4）のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出が不要となります。

- （1）6月1日以降に資格取得した方
- （2）6月30日以前に退職した方
- （3）7月改定の月額変更届を提出する方
- （4）8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方

労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算します。前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付しますが、労働保険料の計算の基礎となるのは4月1日から翌年3月31日までの賃金総額になります。

これを、「年度更新」といい、**6月1日から7月10日までの間に**この手続きを行います。

*雇用保険料率の改定に伴い令和4年4月1日から9月30日までと令和4年10月1日から令和5年3月31日にかけて賃金総額を集計する必要があります。

源泉所得税の納期の特例

給与等を支給したときは、翌月10日までに源泉所得税を納付するのが原則ですが、給与の支給人員が常時10人未満のときは特例により源泉所得税の納付を**7月10日と12月20日**の年2回にすることができます。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

給与等の支給期間	納付期限
1月1日から6月30日	7月10日
7月1日から12月31日	1月20日

*非居住者に支給する給与等に係る源泉所得税については納期の特例は適用されませんので、原則とおりに支給日の翌月10日までに納付しなければなりません。

特別徴収の開始（住民税の改定）

住民税は確定申告書や給与支払報告書（年末調整の結果）の提出により計算されます。給与所得者に対する住民税は特別徴収税額として勤務先の会社と納税者に通知され毎年6月分の給与支給額から差し引かれ会社が納付（納期限翌月10日）します。

所得制限のある制度

児童手当の給付

以下の算式で計算した所得を超えると児童手当が給付されません。

$$622 \text{ 万円} + 38 \text{ 万円} \times \text{扶養親族等} + 44 \text{ 万円} \times \text{老人扶養親族}$$

高額療養費（70歳未満）の自己負担限度額

- ・国民健康保険の被保険者

前年度の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（基礎控除後の総所得金額等）によって、自己負担限度額が決定されます。

- ・協会けんぽの被保険者

年齢と標準報酬月額で自己負担限度額が決定されます。

子どもの医療費助成

各市町村によって対象年齢や所得制限の有無等が異なります。

所得税法等の扶養親族の判定基準

年間の合計所得金額が48万円以下（住民税は43万円以下）

社会保険の被扶養者の認定基準

年間収入130万円未満でかつ扶養者（被保険者）の収入の半分未満（見込）

その他、就学支援など「子育て」「教育」「医療」「介護」「年金」分野における各種社会福祉制度にも所得制限がありますので、ご注意ください。